

規程第39号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会
福祉振興積立金の設置及び管理等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が福祉のまちづくりのため、特別な社会福祉事業や災害時における福祉対策事業等を行うことを目的に福祉振興積立金（以下「積立金」という。）を設置し、その管理及び運用について必要な事項を定めるものとする。

（積み立て）

第2条 積立金として積み立てる額は、当該年度の本会の一般会計予算の定める範囲とする。

2 積立金の資金は、第1条の目的に賛同した寄附金及び毎会計年度末の余剰金の一部を充てる。

（管理）

第3条 積立金は、金融機関への預金その他、最も安全確実かつ有利な方法をもって管理するものとする。

（運用益金の処理）

第4条 積立金の運用益から生ずる収益は、積立金に繰り入れるものとする。

（運用及び処分）

第5条 次の各号の一つに該当する場合には、積立金の一部又は全部を運用及び処分することができる。

- （1）社会、経済等諸事情の変動により特別な社会福祉事業を行う必要が生じたとき
- （2）緊急に事業を実施する必要が生じたとき
- （3）災害援助又は社会福祉対策事業のため、必要かつ効果的と認めたとき
- （4）その他、本市の社会福祉発展のため特に必要と認めたとき

（委任）

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。